豊岡市地域福祉計画策定委員会会議傍聴要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、豊岡市地域福祉計画策定委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（傍聴人の定員）

第２条　傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、会場の収容能力によりこの限りでない。

　（傍聴の手続）

第３条　会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入し、提出しなければならない。

２　傍聴の受付は、傍聴人受付簿の提出順に行うものとする。また、定員を超えた場合にあっては、提出順により傍聴人を決定する。

３　傍聴人の受付は会場前において、会議開始30分前からとする。

　（傍聴席に入ることができない者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

⑴　銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

⑵　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者

⑶　笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

⑷　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機の類を携帯している者

⑸　酒気を帯びていると認められる者

⑹　前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

２　前項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

　（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

⑴　会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑵　私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

⑶　示威的行為をしないこと。

⑷　携帯電話等の通信機器の電源を切ること。

⑸　飲食及び喫煙をしないこと。

⑹　みだりに席を離れないこと。

⑺　不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

⑻　写真、映像等の撮影し、又は録音等をしないこと。

⑼　その他会議の秩序を乱し、又は妨害になるような行為をしないこと。

２　前項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

　（職員の指示）

第６条　傍聴人は、所管課の職員の指示に従わなければならない。

　（傍聴人の退場）

第７条　傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

　（違反に対する措置）

第８条　委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

　（補則）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要領は、令和３年３月15日から施行する。

（失効）

２　この要領は、令和４年３月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第３条関係）

**豊岡市地域福祉計画策定委員会**

**傍聴人受付簿**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 傍　聴　年　月 | 住　　　所 | 氏　　　名 | 性 別 |
| 年　月　日 |  |  | 男・女 |

※ご記入いただいた個人情報は、傍聴人の把握以外の目的には活用しません。

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局記入欄 | |
| 受付番号 |  |